

電子商取引及び情報財取引等に関する準則について

1. 趣旨

- 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」は、電子商取引、情報財取引等に関する様々な法的問題点について、民法をはじめとする関係する法律がどのように適用されるのかを示すことにより、取引当事者の予見可能性を高め、取引の円滑化に資することを目的として、平成14年3月に策定されたものです（策定時の名称は「電子商取引等に関する準則」）。
- 学識経験者、総務省・法務省・消費者庁・文化庁などの関係省庁、消費者、経済界などの協力を得て、経済産業省が現行法の解釈について一つの考え方を呈示し、電子商取引、情報財取引等をめぐる法解釈の指針として機能することを期待しています。
- 近時は、例えば、ビジネス面では、新たな事業を開始するにあたりこの準則で示された内容が参照され、新たな疑問点についての質問が寄せられており、また、消費者相談の現場では、この準則を研修等で学習するとともに日々の相談業務で活用されている一方、相談者の側からも準則の記載内容を踏まえた上での相談が持ち込まれるなど、着実に一般に浸透しつつある状況です。
- この準則は、電子商取引、情報財取引等をめぐる取引の実務、それに関する技術の動向、国際的なルール整備の状況に応じて、今後も柔軟に改訂していく予定です。

2. 策定・改訂経緯

- ◆平成14年3月 : 「電子商取引等に関する準則」策定
- ◆平成14年7月 : 景品表示法に関する公取委からの発出通達の反映[※]等2項目 ※不当表示の例示（すべてのウィルスソフトに100%対応）
- ◆平成15年6月 : リバースエンジニアリングの禁止に関する公取委の研究会報告の反映[※]等18項目 ※ソフトウェアのリバースエンジニアリングの禁止の不当性
- ◆平成16年6月 : 仲裁法の施行の反映[※]等14項目 ※電磁的記録による仲裁合意も有効
- ◆平成18年2月 : 民事訴訟法の改正の反映[※]等6項目 ※電磁的記録による管轄合意も有効
- ◆平成19年3月 : 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」策定（改名）
法の適用に関する通則法の施行の反映[※]等15項目 ※越境電子商取引に関する準拠法
- ◆平成20年8月 : SaaS向けSLAに関する論点の追加等7項目
- ◆平成22年7月 : 第14回産業構造審議会情報経済分科会ルール整備小委員会 ※越境取引に関する国際裁判管轄及び適用される法規等について審議
- ◆ 8月～9月 : パブリックコメント募集
- ◆平成22年10月 : 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」改訂

今般の準則の改訂内容

(1) 越境取引に関する論点の追加、修正

- ◆越境取引の論点において、これまで扱っていなかった国際裁判管轄についての記載を追加
- ◆越境取引の論点において、平成 21 年 8 月 1 日より我が国でも発効しているウィーン売買条約についての記載を追加
- ◆生産物責任についての論点を新たに追加

(2) 法改正、裁判例の追加に伴う修正

◆特定商取引法改正に伴う修正

- ・ 指定商品・指定役務制の廃止。
- ・ 消費者があらかじめ承諾・請求しない限り、電子メール広告の送信を禁止。(オプトイン規制の導入)
- ・ 返品の可否・条件を広告に表示していない場合は、8 日間、送料消費者負担で返品(契約の解除)が可能に。

◆景品表示法改正に伴う修正

- ・ 公正取引委員会から消費者庁に移管。

◆商品取引所法改正に伴う修正

- ・ 名称を商品先物取引法に変更(未施行)。
- ・ 広告等についてプロアマ規制の導入(未施行)。

◆著作権法改正に伴う修正

- ・ 違法にアップロードされた音楽・映画などの録音物・録画物を、違法にアップロードされたものと知りながらダウンロードする行為は、私的使用を目的とする場合であっても違法に。

◆裁判例の追加による修正

- ・ インターネット・オークション事業者の責任等に関連して、名古屋地裁平成 20 年 3 月 28 日判決と、その控訴審判決である名古屋高裁平成 20 年 11 月 11 日判決(確定)の紹介。
- ・ P2Pファイル交換ソフトウェアの提供者の責任に関連して、大阪高裁平成 21 年 10 月 8 日判決(上告中)の紹介。

(3) その他、誤記修正等